

曳船用ウインチの緊急離脱装置に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編及び O 編

改正事項

曳船用ウインチの緊急離脱装置に関する事項

改正理由

近年、曳航作業に従事していたタグボートが、非常時に曳船用ウインチの緊急離脱装置が迅速に作動しなかったことが原因で沈没した事例が IACS に報告された。

これを受け、IACS は、2018 年 10 月に当該緊急離脱装置の仕様を詳細に規定するとともに検査要件を定める統一規則 M79 を採択した。

このため、IACS 統一規則 M79 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 港湾、ターミナル等において曳航作業に従事する船舶には、曳船用ウインチに緊急離脱装置を備える旨規定した。
- (2) 曳船用ウインチの緊急離脱装置の仕様及び検査要件を規定した。

改正条項

鋼船規則 B 編 15.2.2, 15.2.3, 15.2.5, 15.3.2

鋼船規則 O 編 4.4.2, 附属書 4.2.2-3.